

令和5年度「群馬県マスク地産地消推進プロジェクト」 県民向けマスク販売事業における販売事業者の追加募集 【募集要領】

今般の新型コロナウイルスの感染拡大は、人々の暮らしや医療・福祉の現場に、感染予防に必要なマスクや消毒液などの物資不足の状況をもたらした。群馬県では、この課題を解決するため、品質の高いマスク等を地産地消により安定的に供給できる体制構築を目的とした「群馬県マスク地産地消推進プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）を行っている。

この取組の一環として、県は、購入情報や在庫状況等を一元管理する「物資供給管理システム」を開発し、これに加えて民間事業者のノウハウ（仕入れ、販売、決済、配送）を活用することで、県民の皆様がマスク等の物資をオンライン上で安定的に購入できる仕組みを構築している。

については、民間事業者の強みを以て、本システムと連携した販売が可能な事業者（以下、「販売企業」という。）の募集を行う。

なお、本事業は「群馬県民向けマスク等販売事業実施要領」に基づき、実施するものである。

1. 全体概要

(1) 事業名

令和5年度「群馬県マスク地産地消推進プロジェクト」県民向けマスク販売事業

(2) 事業の趣旨目的

感染拡大や災害時の緊急時の際にも、物資供給管理システムの活用により、県民が安心して安定的にマスクを購入できる仕組みを構築することが目的。

(3) 本プロジェクトで取り扱う品目

以下のア、イの条件を満たす不織布マスク

ア. 群馬県内で製造されているもの

イ. マスクのフィルター一部性能が、V F E (ウイルス飛沫) / B F E (バクテリア飛沫) / P F E (微粒子) の何れもカット率99%以上であることを国内認証機関により証明されているもの

(4) 物資供給管理システム（以下、「本システム」という。）の概要

購入情報や在庫状況等を一元管理するシステム。県民認証機能、購入数管理機能、販売企業連携機能等を有し、県民の皆様はマスク等の物資を販売企業からオンライン上（注）で購入することが可能となる。本システムでの購入対象者は群馬県民限定とする。

[稼働の流れについて]

本システムの稼働の流れは、以下のア～コのとおりとなる。

◆事前準備

ア. 県は、感染症拡大や災害等の緊急時に、稼働期間や不足が生じた品目等を指定し、本システムと連携可能な販売企業を募集する。

※今回募集する販売企業については（2. 募集する販売企業の要件等）を参照）

イ. 販売企業は、本システムを通じて販売する指定物資の商品情報、価格、送料、決済方法、

その他販売時の注意事項等について、本システム上の「商品申込 WEB ページ」へ掲載するとともに、県広報媒体への掲載のための情報を準備する。

- ウ. 県は、販売企業が取り扱う商品情報等を本システムに登録の上、販売企業とのデータ連携の事前準備を行う。

◆システム稼働後

- エ. 購入希望者は、本システムに住所情報等の個人情報（以下、「認証情報」という。）を登録し、群馬県民であることの認証を受ける。
- オ. 県は、認証を受けた購入希望者に対し、本システムを通じて商品購入の案内を行う。
- カ. 案内を受けた購入希望者は、販売企業が本システムに掲載する「商品申込 WEB ページ」に、購入数、メールアドレス（以下、「購入申込情報」という。）を登録し、購入申込を行う。
- キ. 県は、販売企業に対し、購入申込情報を販売企業にデータ連携する。
（なお、データは CSV ファイル形式とし、データ管理ツールを提供する予定。）
- ク. 販売企業は、連携データを基に、購入希望者に対し販売（決済、配送）を実施する。
なお、決済についてはクレジットカード決済及び代金引換決済による。
※決済はヤマトフィナンシャル(株)、配送はヤマト運輸(株)を使用することとする。
また、必要に応じ、商品や販売に関する購入希望者からの問い合わせに対応する。
- ケ. 販売企業は、販売完了後、販売結果データを県へデータ連携する。
（「キ」と同様の CSV ファイル形式とし、データ管理ツールにて配送状況等を更新いただく想定。）
- コ. 県は、販売結果データを本システムで一元管理し、購入希望者ごとの購入数の管理を実施する。
※本システムと販売企業間との連携方法の詳細については、県へお問合せいただく。

2. 募集する販売企業の要件等

以下の要件及び役割のもと、本システムと連携した販売を実施する企業を募集する。なお、販売を実施することが決定した企業は、速やかにシステムと連携し、販売可能な体制を作ることとする。

(1) 応募要件

以下のア、イを満たすことを要件とする。

- ア. 県内に本社または、製造拠点、販売拠点等を有すること。
- イ. 「本プロジェクトで取り扱う品目」の条件を満たす品目の仕入から、県民への販売、決済、配送までを行うことが可能な企業又は企業連合体であること。

(2) 販売企業の役割

販売企業は、以下のア～オの業務を担う。本プロジェクトにおいて、発生する費用については、原則、販売企業の負担とする。

- ア. 事業計画の策定、県への報告
取り扱う製品の仕様及び価格、数量等の事業計画を、県へ報告する。
- イ. 供給物資の仕入れ、県民への販売
事業計画で報告した製品を確保し、本システムを通じて群馬県民向けに優先的に販売する。物資等の代価は、本システム稼働直前における適正な価格として、各販売企業が個別に設定する。なお、売買契約については購入者と販売企業間で成立することになる。
- ウ. 商品の配送

購入者へ製品を配送する。原則として個別配送とする等、感染症拡大の可能性を極力減らした上で実施する。

エ. 本システムへの事前登録、購入結果データ反映

本システム上の「商品申込 WEB ページ」への情報掲載、及び県広報媒体の掲載のための情報提供を行う。

販売結果について、本システムへデータ連携を行う（CSV ファイル形式）

オ. その他、情報交換

販売企業と県は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給について情報交換を行い、物資等のひっ迫時に備えるものとする。

(3) 事業期間（システム稼働による販売期間）

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

※本募集で決定した追加事業者は、準備が整い次第、販売開始とする。

※令和6年4月以降の稼働の有無及び期間、付帯事項については、県内の感染状況、市場の状況等により、県が総合的に判断する。

3. スケジュール等

(1) スケジュール

- ア. 募集期間 : 令和5年3月31日 17:00まで
- イ. 販売企業の決定 : 随時決定
- ウ. マスク販売開始 : 本募集で決定した追加事業者は、準備が整い次第、販売開始
- エ. 販売終了 : 令和6年3月31日

(2) 申込方法及び問い合わせ先

以下のア～ウの書類を、Eメールにて提出すること。

- ア. 群馬県マスク地産地消推進プロジェクト販売企業申込書（県ホームページ掲載）
- イ. 企業概要がわかる資料（パンフレットやカタログ）
- ウ. 取扱製品の概要がわかる資料（パンフレットやカタログ）

[提出先、お問合せ先]

群馬県 産業経済部 産業政策課 産業戦略室 新事業推進係
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号（12F）
e-mail : sangyo@pref.gunma.lg.jp
電話 : 027-897-2794

(3) 販売事業者の決定

県は、提出書類とヒアリング等（マスクの性能／供給能力／県との連携等の観点）により、要件を満たした企業を販売企業に決定する。決定後は、速やかに書面にて結果を通知する。